

長野県地域医療構想調整会議 開催要綱

(趣旨)

第1 長野県における地域医療構想の実現に向けた取組について有識者等と意見交換を行うため、長野県地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

なお、調整会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条令により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 県は、次の事項について、調整会議において意見を聴く。

- (1) 各構想区域の地域医療構想の進捗状況に関する事
- (2) 病床機能報告等から得られるデータの分析に関する事
- (3) 圏域を超えた広域での調整が必要な事項に関する事
- (4) その他必要と認められる事

(構成)

第3 調整会議は、36人以内で構成する。

2 構成員は、各医療圏の地域医療構想調整会議の座長、医療関係者、関係団体の代表者、住民代表、医療保険者及び市町村長等のうちから県が依頼する。

3 県は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(座長)

第4 調整会議に座長を置く。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、調整会議に必要な事項は、別に定める。